○防衛省告示第百四十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更、追加提供及び新規提供が令和八年五月二十二日次のとおり決定された。

令和八年五月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一〇二	相模原住宅地区	相模原市	国有 民有	土地：約五〇平方メートル 土地：約一五〇平方メートル 相模原市が市道用地として使用するため共同使用する。 使用期間：当該財産の返還の日まで
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有 民有 国有	土地：約一八〇平方メートル 土地：約二、四〇〇平方メートル 建物：約一、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年六月九日から同月三十日までの間
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有 国有	土地：約三八〇平方メートル 土地：約五、三〇〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有 国有	土地：約六四〇平方メートル 土地：約二三、〇〇〇平方メートル 工作物：桟橋 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有 公有 民有	土地：約一七、〇〇〇平方メートル 土地：約二〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二八一、〇〇〇平方メートル 建物：約五、三〇〇平方メートル 工作物：燃料給油施設等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 公有 民有 国有	土地：約四〇〇平方メートル 土地：約三五〇平方メートル 土地：約二、三〇〇平方メートル 建物：約一、八〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年六月二十日から同月三十日までの間

◎使用条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地：約五、八〇〇平方メートル 使用目的を次のとおり変更する。

六〇四八　ホワイト・ビーチ地区

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六七	北海道・千歳演習場	恵庭市	国有	土地：約九〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 令和八年六月二十一日から同年七月一日までの間に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊南恵庭駐屯地の施設の一部である施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約七三四、〇〇〇平方メートル 建物：約二三、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 令和八年六月二十二日から同年七月一日までの間に必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間を、陸上自衛隊八戸航空基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇〇一	三沢飛行場	青森県上北郡東北町		水域：約九、〇七六、〇〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年六月から同年十二月まで の間、四回、一回につき最大十二時間、計最大四十八時間 日没前後の各最大三時間、計最大六時間 実施される。小川原湖の一部水域を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇七〇	車力通信所	つがる市	国有	土地：約七八〇平方メートル 建物：約二、一〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 令和八年六月二十二日から同年七月一日までの間

共同訓練の支援のために必要な資材の保管のためのコンテナを設置するため。

二　使用期間を次のとおり変更する。

共同訓練を支援するために必要な都度。

水域：北緯二六度一七分〇〇秒、東経一二七度五五分〇〇秒の米海軍が浮上式浮標一基を設置するため、使用条件を変更する。